

平成30年度いじめの対応状況について

1 調査目的

区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。

2 調査方法

- (1) 調査方法 児童・生徒及び保護者に対するアンケート方式
 (2) 調査対象 小学校1年生から中学校3年生までの全ての児童・生徒・保護者
 (3) 調査対象期間 平成30年4月1日から平成30年6月30日まで
 (4) いじめの解決・解消 いじめが解決してから約3か月間を見守り期間とし、その間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合いじめの解消としている。

3 いじめの発生状況

校種	認知件数(件) *平成30年6月30日時点	いじめの対応状況 *平成30年10月5日時点		
		対応を継続中(件)	解決件数(件)	解消件数(件)
小学校	411	36	375	1
中学校	43	5	38	1

4 いじめの態様

校種	いじめの態様 *平成30年6月30日時点						計
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③暴力	④隠す・盗る	⑤誹謗・中傷	⑥その他	
小学校	237	77	134	57	6	20	531
中学校	32	2	11	3	7	3	58

※いじめ1件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、態様の合計はいじめの認知件数とは一致しない。

5 調査結果の分析・対応

- (1) いじめの認知件数が、小学校で411件、中学校で43件となり、特に小学校では昨年度より認知件数が増加している。この理由として、近年、被害者の立場に立った認知をするよう、研修会等で呼びかけを強化したこと、平成30年3月に配布した「中野区いじめ対応ガイドライン」の活用等により、「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義の正しい理解が各小・中学校に定着したことなどが考えられる。一方で、SNSを通じたトラブル等、学校が認知できないいじめが潜んでいる可能性を踏まえ、組織的に対応する必要がある。
- (2) いじめの態様の多くは悪口であった。定期的なアンケートや家庭との連携を通して、継続的・組織的にいじめの未然防止及び早期発見・早期対応に取り組む必要がある。
- (3) 小学校では36件、中学校では5件がいじめの継続案件である。教職員が同じアンテナの高さで「いじめは許さない。」学級経営や生活指導などを行うとともに、道徳教育等を通して学校全体で思いやりの心情を育てていく。

6 今後の主な取組

- (1) いじめ防止研修会を12月に実施し、参加した教職員が還元研修を校内で行うことにより、いじめに対する教職員の対応力を高めるとともに、保護者等にも公開し、各小・中学校での取組の理解を深め、保護者のいじめ問題に対する意識を高める。
- (2) 人権教育推進委員会において、「自他の生命を大切にすることを育む指導」や「自己肯定感を育む指導」について授業モデルを作成・配布し、子どもたちの人権感覚を育む。
- (3) 小・中連携教育において、互いに認め合う態度を育む取組や子ども同士が話し合う中で、合意形成や自己決定ができるようにする取組を展開する。
- (4) 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」の定着を図るとともに、家庭と連携し「家庭ルール」づくりを推進することで、児童・生徒自らがルールの必要性と正しい使い方を理解し、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれない力を育成する。
- (5) 定期的にアンケート調査を実施し、その結果をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた校内委員会で情報共有し、組織的に検討した上で対応する。
- (6) 平成29年6月に配布したリーフレット「子どもたちの自信とやる気を高め居場所をつくるために～自己肯定感や自己有用感を育むために学校ができること～」を活用し、児童・生徒が安心して学校生活を過ごせる環境づくりを推進する。
- (7) 平成30年3月に配布したリーフレット「中野区いじめ対応ガイドライン」を活用し、いじめに対する組織的な対応について教職員の理解を図り、教員一人ひとりの対応力を高める。
- (8) 「教育相談の充実に向けた学校対応指針」を配布し、各校の教育相談体制の充実やスクールカウンセラー等の活用を図る。
- (9) 教職員が同じアンテナの高さで指導できるよう、いじめ対策に係る事例集(平成30年9月 文部科学省初等中等教育局児童生徒課)を活用し、指導内容を視覚化して共有する。また、少しでも気になる様子が感じられる児童・生徒について、管理職をはじめ教職員間で情報を共有するとともに、家庭を訪問するなど保護者等と連携して、当該児童・生徒の状況を確認する。その上で、児童・生徒のプライバシーに十分配慮し、関わりの深い教員等が、当該児童・生徒に声を掛け、悩みや不安の解消に向けて支援していく。
- (10) 「学校の子どもたちが身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにすること」「身近にいる大人や子どもがこれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした「SOSの出し方に関する教育」を確実に実施する。都教育委員会が作成したDVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を活用又は参考とした授業については、各学校でいずれかの学年において年間1単位時間以上、指導計画に位置付け実施する。